

川西市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線赤文字部分は変更箇所)

変 更 後					変 更 前				
1～3略					1～3略				
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項					4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項				
[1] 略					[1] 略				
[2] 具体的事業の内容					[2] 具体的事業の内容				
(1) 略					(1) 略				
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業					(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<ul style="list-style-type: none"> ●事業名 1:中心市街地案内サイン板設置事業 ●事業内容 デザインルールにより統一された案内サイン板を設置する ●実施時期 令和2年度～<u>令和4年度</u> 	川西市	川西能勢口駅前、キセラ川西地区、その2点を繋ぐエリア及びみつなかホールを中心とした小花地区に、デザインルールにより統一された案内サイン板を設置することで中心市街地の回遊性の向上を図る。中心市街地の魅力及び回遊性を高める本事業は『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に寄与する事業である。	<ul style="list-style-type: none"> ●支援措置 中心市街地再活性化特別対策事業 ●実施時期 令和2年度～<u>令和4年度</u> 		<ul style="list-style-type: none"> ●事業名 1:中心市街地案内サイン板設置事業 ●事業内容 デザインルールにより統一された案内サイン板を設置する ●実施時期 令和2年度～<u>令和6年度</u> 	川西市	川西能勢口駅前、キセラ川西地区、その2点を繋ぐエリア及びみつなかホールを中心とした小花地区に、デザインルールにより統一された案内サイン板を設置することで中心市街地の回遊性の向上を図る。中心市街地の魅力及び回遊性を高める本事業は『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に寄与する事業である。	<ul style="list-style-type: none"> ●支援措置 中心市街地再活性化特別対策事業 ●実施時期 令和2年度～<u>令和6年度</u> 	
<ul style="list-style-type: none"> ●事業名 61:JR川西池田駅-阪急川西能勢口駅連絡橋屋根更新工事 ●事業内容 JR川西池田駅から阪急川西能勢口駅を結ぶ連絡橋の屋根を更新する。 ●実施時期 令和5年度 	川西市	JR川西池田駅から阪急川西能勢口駅を結ぶ連絡橋の屋根を新しく更新することで、歩行者の快適な通行と安全性を向上させ、中心市街地全体の回遊性向上を図る。中心市街地の回遊性を高める本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に寄与する事業である。	<ul style="list-style-type: none"> ●支援措置 中心市街地再活性化特別対策事業 ●支援期間 令和5年度 		<ul style="list-style-type: none"> ●事業名 61:JR川西池田駅-阪急川西能勢口駅連絡橋屋根更新工事 ●事業内容 JR川西池田駅から阪急川西能勢口駅を結ぶ連絡橋の屋根を更新する。 ●実施時期 令和5年度～ 	川西市	JR川西池田駅から阪急川西能勢口駅を結ぶ連絡橋の屋根を新しく更新することで、歩行者の快適な通行と安全性を向上させ、中心市街地全体の回遊性向上を図る。中心市街地の回遊性を高める本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に寄与する事業である。	<ul style="list-style-type: none"> ●支援措置 中心市街地再活性化特別対策事業 ●支援期間 令和5年度～ 	
(2) ②～(4) 略					(2) ②～(4) 略				
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項					5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項				
[1] 略					[1] 略				
[2] 具体的事業の内容					[2] 具体的事業の内容				

(1) ~ (2) ②略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 8: こども若者相談センターの運営	(略)	(略)	(略)	
●事業名 9: 民間保育施設整備補助事業 ●事業内容 <u>待機児童ゼロの継続及び入所保留児の解消を図るため、民間保育施設整備に係る経費に対して補助を実施する</u> ●実施時期 令和元年度～	民間事業者、川西市	<u>待機児童ゼロの継続及び入所保留児の解消を図るため、民間保育施設整備に係る経費に対して補助を実施し、住みやすいまちづくりをめざす。</u> 中心市街地において魅力的な場の提供を行う本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 <u>就学前教育・保育施設整備交付金</u> ●実施時期 令和元年度～	

(4) 略

6. 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 55: 清和源氏まつり	(略)	(略)	(略)	
●事業名 58: <u>はたちのつどいまちなかにぎわい事業</u> ●事業内容 キセラ川西プラザでは <u>はたちのつどい</u> を実施するとともに、キセラ川西せせらぎ公園などで新成人向けのPRイベントを開催する ●実施時期	川西市、川西市中心市街地活性化協議会	<u>はたちのつどい</u> の開催にあわせて、キセラ川西せせらぎ公園などで中心市街地内の事業者による新成人向けのPRイベントを開催し、 <u>20歳を迎えた市民</u> を祝い、中心市街地の魅力の周知を図ることにより、来街を促進する。 中心市街地のにぎわいを創造する本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを	●支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 ●実施時期 令和4年4月～	区域内

(1) ~ (2) ②略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 8: こども若者相談センターの運営	(略)	(略)	(略)	
●事業名 9: 民間保育施設整備補助事業 ●事業内容 <u>待機児童の解消に向けて、民間保育施設整備に係る経費に対して補助を実施する</u> ●実施時期 令和元年度～	民間事業者、川西市	<u>待機児童の解消に向けて、民間保育施設整備に係る経費に対して補助を実施し、住みやすいまちづくりをめざす。</u> 中心市街地において魅力的な場の提供を行う本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 <u>保育所等整備交付金、認定こども園施設整備交付金</u> ●実施時期 令和元年度～	

(4) 略

6. 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 55: 清和源氏まつり	(略)	(略)	(略)	
●事業名 58: <u>新成人まちなかにぎわい事業</u> ●事業内容 キセラ川西プラザで <u>成人式典</u> を実施するとともに、キセラ川西せせらぎ公園などで新成人向けのPRイベントを開催する ●実施時期 令和2年度～	川西市、川西市中心市街地活性化協議会	<u>成人式典</u> の開催にあわせて、キセラ川西せせらぎ公園などで中心市街地内の事業者による新成人向けのPRイベントを開催し、 <u>新成人</u> を祝い、中心市街地の魅力の周知を図ることにより、 <u>新成人</u> の来街を促進する。 中心市街地のにぎわいを創造する本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』を目標とする中心市	●支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 ●実施時期 令和4年4月～	区域内

令和2 年度～		創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
(略)	(略)	(略)	(略)	
●事業名 64：市制70 周年記念事業	(略)	(略)	(略)	
●事業名 65：(仮称)川西市コミュニティパーク整備事業 ●事業内容 駅前商業施設内に多世代が交流できる場として「コミュニティパーク」を整備する。また、市の様々な情報発信のための大型ビジョンを設置する ●実施時期 令和6 年度～	川西市	多世代が集えるスペース「コミュニティパーク」を整備し、中心市街地の活性化を図る。また大型のLEDビジョンを設置し、市のプロモーション、防災情報の発信などに利用する。来街者の増加、賑わいの創出の向上につながる本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 中心市街地再活性化特別対策事業 ●実施時期 令和6 年4 月～	
●事業名 66：生涯学習講座運営事業 ●事業内容 生涯学習の支援事業として、中学生を除く15歳以上の市民を対象に「川西市生涯学習アカデミー」を開講する。 アステホールでの対面授業のほか、公民館では対面授業の様子をオンライン配信で受講することが可能。 ●実施時期 令和6 年度～	川西市	自己の充実や生きがいの創出を図るための生涯学習講座を実施し、アステ市民プラザへの来館を促進することで、にぎわいを創出する。 中心市街地への来街者を増やす本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 ●実施時期 令和6 年4 月～ 令和7 年3 月	区域内

(2) ②～(4) 略

8 略

◇4 から8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所
別紙の通り

		街地の活性化に必要な事業である。		
(略)	(略)	(略)	(略)	
●事業名 64：市制70 周年記念事業	(略)	(略)	(略)	
新規追加				
新規追加				

(2) ②～(4) 略

8. 略

◇4 から8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所
別紙の通り

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

①中心市街地活性化を総括する組織

本市では商工業を所管する市民環境部産業振興課が中心市街地活性化事業を総括しており、関係部局との連携を図りながら、基本計画のとりまとめや関連事業の進捗状況の管理等を行っている。

組織	所属員
市民環境部	部長 副部長
産業振興課	商工業担当 課長1名 課員3名

②～③略

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

①略

②構成員及び開催状況

(i) 構成員

	区分	団体名	役職	法令根拠
1	経済活力の向上	川西市商工会	会長	法第15条第1項第2号イ
2	同上	川西市	副会長	法第15条第4項第3号
3	都市機能の増進	川西都市開発(株)	副会長	法第15条第1項第1号ロ(川西市出資比率40%)
4	経済活力の向上	(一財)川西市まちづくり公社		法第15条第1項第2号ロ
5	同上	川西商店連盟		法第15条第4項第2号
6	同上	能勢口商業協同組合		法第15条第4項第2号
7	同上	TEMPO175振興会		法第15条第4項第1号
8	同上	パルティ川西名店会		法第15条第4項第1号
9	同上	<u>ベルフローラかわにし商店会</u>		<u>法第15条第4項第2号</u>
10	同上	(株)プライムプレイス		法第15条第4項第2号
11	同上	北摂百番街事業協同組合		法第15条第4項第2号
12	都市福利施設整備	(社福)川西市社会福祉協議会	監事	法第15条第4項第2号
13	公共交通機関の利便増進	阪急電鉄(株)		法第15条第4項第2号
14	都市機能の増進	川西市低炭素型複合施設PFI(株)		法第15条第4項第2号
15	同上	能勢電鉄(株)		法第15条第4項第2号
16	同上	阪急バス(株)		法第15条第4項第2号
17	地域経済代表有識者	㈱池田泉州銀行	監事	法第15条第4項第2号
18	有識者	川西市産業ビジョン推進委員会		協議会規約第5条第1項7号
19	オブザーバー	兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所		
20	オブザーバー	兵庫県阪神北県民局県民		

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

①中心市街地活性化を総括する組織

本市では商工業を所管する市民環境部産業振興課が中心市街地活性化事業を総括しており、関係部局との連携を図りながら、基本計画のとりまとめや関連事業の進捗状況の管理等を行っている。

組織	所属員
市民環境部	部長 副部長
産業振興課	商工業担当 課長1名 課員2名

②～③略

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

①略

②構成員及び開催状況

(i) 構成員

	区分	団体名	役職	法令根拠
1	経済活力の向上	川西市商工会	会長	法第15条第1項第2号イ
2	同上	川西市	副会長	法第15条第4項第3号
3	都市機能の増進	川西都市開発(株)	副会長	法第15条第1項第1号ロ(川西市出資比率40%)
4	<u>同上</u>	<u>(株)パルティ川西</u>	<u>副会長</u>	<u>法第15条第1項第1号ロ(川西市出資比率27%)</u>
5	経済活力の向上	(一財)川西市まちづくり公社		法第15条第1項第2号ロ
6	同上	川西商店連盟		法第15条第4項第2号
7	同上	能勢口商業協同組合		法第15条第4項第2号
8	同上	TEMPO175振興会		法第15条第4項第1号
9	同上	パルティ川西名店会		法第15条第4項第1号
10	同上	<u>ベルフローラかわにしイースト商店会</u>		<u>法第15条第4項第2号</u>
11	同上	<u>ベルフローラかわにしウエスト商店会</u>		<u>法第15条第4項第2号</u>
12	同上	(株)プライムプレイス		法第15条第4項第2号
13	同上	北摂百番街事業協同組合		法第15条第4項第2号
14	都市福利施設整備	(社福)川西市社会福祉協議会	監事	法第15条第4項第2号
15	公共交通機関の利便増進	阪急電鉄(株)		法第15条第4項第2号
16	都市機能の増進	川西市低炭素型複合施設PFI(株)		法第15条第4項第2号
17	同上	能勢電鉄(株)		法第15条第4項第2号
18	同上	阪急バス(株)		法第15条第4項第2号
19	地域経済代表有識者	㈱池田泉州銀行	監事	法第15条第4項第2号
20	有識者	川西市産業ビジョン推進		協議会規約第5条第1項

		<u>躍動室</u>		
<u>21</u>	オブザーバー	㈱日本政策金融公庫尼崎支店		
<u>22</u>	オブザーバー	独立行政法人中小企業基盤整備機構		

(ii) 開催状況

開催年月日	会議名・議題等
令和5年12月8日	・川西市中心市街地活性化基本計画の一部変更について
<u>令和6年5月1日</u>	<u>第38回協議会</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>令和5年度事業報告及び会計決算報告について</u> ・<u>令和6年度事業計画(案)及び会計予算(案)について</u> ・<u>協議会規約改定(案)について</u> ・<u>協議会構成委員の見直し(案)について</u> ・<u>役員改選について</u>

(iii) 法第15条各項の規定に適合していること

法第15条各項の規定に基づき、適合した組織を構成していることについては、以下のとおり。

- ・第1項第1号の規定に基づき、当該中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として、「川西都市開発株式会社」を組織の構成員としています。

(以下略)

(iv) 略

[3] 略

10～12略

		委員会		7号
<u>21</u>	オブザーバー	兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所		
<u>22</u>	オブザーバー	兵庫県阪神北県民局県民交流室		
<u>23</u>	オブザーバー	㈱日本政策金融公庫尼崎支店		
<u>24</u>	オブザーバー	独立行政法人中小企業基盤整備機構		

(ii) 開催状況

開催年月日	会議名・議題等
令和5年12月8日	・川西市中心市街地活性化基本計画の一部変更について

(iii) 法第15条各項の規定に適合していること

法第15条各項の規定に基づき、適合した組織を構成していることについては、以下のとおり。

- ・第1項第1号の規定に基づき、当該中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として、「川西都市開発株式会社」、「株式会社パルティ川西」を組織の構成員としています。

(以下略)

(iv) 略

[3] 略

10～12略